

情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会の運営について

〔平成 27 年 10 月 30 日〕
情報通信技術 (IT) の利活用に関する制度整備検討会主査決定

情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会の開催について（平成 27 年 10 月 29 日規制制度改革分科会座長決定）第 6 項の規定に基づき、情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会（以下「検討会」という。）の運営について、以下のとおり決定する。

1. 検討会の行う調査・検討内容については、「規制制度改革分科会」に対し報告するものとする。
2. 会議は原則として公開とする。ただし、主査が必要と認める場合には、非公開とすることができる。なお、会議の議事要旨を作成し、会議終了後速やかに公開する。
3. 会議で配布された資料は、会議終了後速やかに公開する。ただし、主査が公開することにより支障があると認める場合には、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。